

NHKオンデマンド利用規約（プラットフォーム経由型）

日本放送協会（以下「NHK」といいます。）が、動画配信サービス事業者が実施するプラットフォーム機能を介して提供するNHKオンデマンドサービスの利用規約については、以下に定めるとおりとします。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

この規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使います。

（1）本サービス

NHKが、動画配信サービス事業者が実施する動画配信サービスにおけるプラットフォーム機能を介して行うNHKオンデマンドサービス（総務大臣認可を受けた最新の「NHK任意的配信業務実施基準」（以下「実施基準」といいます。）に定める「プラットフォーム経由型」サービスを指します。）

（2）利用者

動画配信サービス事業者との間で動画配信サービス利用契約を締結の上、本サービスを利用または利用しようとする者

（3）NHKオンデマンドサービス

NHKが、実施基準に基づき、NHKが放送した放送番組を、日本国内において、有料で電気通信回線を通じて、一般の利用に供するサービスおよびこれに附随するサービスの総称

（4）動画配信サービス

一般人に対し、電気通信回線を通じて動画を配信するサービス

（5）動画配信サービス事業者

動画配信サービスを実施する事業者（実施基準に定める「プラットフォーム事業者」をいいます。）

（6）動画配信サービスサイト

動画配信サービス事業者が動画配信サービスのために運営するポータルサイト

（7）動画配信サービス利用契約

利用者が、動画配信サービスを利用するために必要な、動画配信サービス事業者との間で締結する所定の契約

（8）NODサイト

NHKが本サービスのために運営するポータルサイト

（9）プラットフォーム機能

ハードウェア、ソフトウェアおよび人によるオペレーションによって実現される、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等を一括する動画配信サービスにおける基本機能

(10) コンテンツ

NHKがNHKオンデマンドサービスにより提供（有償・無償を問いません。）するNHKが放送した放送番組

(11) コンテンツ購入

動画配信サービス事業者との間で動画配信サービス利用契約を締結の上、各単品、複数本パック、または月額見放題パック毎に予め定められた利用料金を負担して一定期間（以下「視聴期間」といいます。）コンテンツを視聴する権利を得ること

(12) コンテンツ購入契約

コンテンツ購入にかかるNHKと利用者との間の契約

(13) 単品

コンテンツを1作品ごとに提供する契約種別

(14) 複数本パック

コンテンツを複数作品まとめて1つのものとして提供する契約種別

(15) 月額見放題パック

個々の作品については入れ替わりがあることを前提とする特定範囲の複数のコンテンツを1か月間を視聴単位として提供する契約種別

(16) 月割計算方式

月額見放題パックにおいて、視聴単位の1か月間を、暦月を単位として計算する方式

(17) 応当日計算方式

月額見放題パックにおいて、視聴単位の1か月間を、コンテンツ購入契約が成立した日からその翌月の月応当日の前日まで、または、月応当日からその翌月の月応当日の前日までを単位として計算する方式（月応当日とは、コンテンツ購入契約が成立した日が属する月の翌月以降の月における、コンテンツ購入契約が成立した日に対応する日をいいます。ただし、当該月にコンテンツ購入契約が成立した日に対応する日がない場合は当該月の翌月1日をいいます。）

(18) アプリ内課金

利用者が所定のアプリをインストールした後、アプリ内でコンテンツ購入を行い、アプリストアの決済機能を経由して利用料金を支払う仕組み（なお、アプリ内で動画配信サービス事業者が提供する前払式支払手段またはポイントを消費してコンテンツ購入する場合は、アプリ内課金に含まれません。）

第2条（規約の適用）

1. この規約は、利用者による本サービスの利用に適用されます。
2. NHKは、利用者にその内容を通知することによりこの規約を変更することができるものとします。ただし、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、所定の方法で利用者の同意を得るものとします。
3. NHKは、利用者にその内容および効力発生日を通知することにより本サービスに関する個別の規定、ガイドライン、諸手続き方法等（以下「個別規定等」と総称します。）を新設、変更、または廃止することがあります。この場合、新設または変更された個別規定等はこの規約の一部を構成し、またはこれに準じるものとします。この規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等がこの規約に優先して適用されるものとします。なお、個別規定等の変更についても前項と同様とします。
4. 前二項の通知については、効力発生まで相当の期間をもってその内容および効力発生日をNODサイトまたは動画配信サービスサイトに掲載することにより、通知に代えることができるものとします。なお、NHKから利用者への本サービスに関するその他の通知についても、この規約上別段の定めがある場合を除いては、本項本文の方法によって通知に代えることができるものとします。

第2章 本サービスの内容

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスによるコンテンツの公開期間等については一定期間または期間を定めずに行います。ただし、著作権者等から許諾を得られた範囲内に短縮することがあります。
2. 本サービスの契約種別は、単品、複数本パック、月額見放題パックとします。
3. 本サービスの提供端末は、動画配信サービスの対応端末とします。
4. 本サービスの通信速度、音声モード、解像度等は動画配信サービスの規格に準拠します。
5. 本サービスはストリーミング方式で提供するものとします。

第4条（放送内容との異同等）

コンテンツについては、NHKが放送した内容とほぼ同内容にて提供する予定ですが、利用者は次の各号に定める条件につきあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 現存する放送番組テープの保存状況によって、放送時点における画質・音質と異なることがあります。なお、記録映像等放送時点においてすでに画質・音質の劣化がみられるものがあります。
- (2) 著作権法上の制約または個人のプライバシー保護等の観点から、放送内容の一部について変更しているものがあります。

- (3) コンテンツ中、副音声サービスを提供する旨の表示がある場合でも、本サービスでは2か国語放送、解説放送等の副音声サービスは提供しません。
- (4) コンテンツ中、字幕サービスを提供する旨の表示がある場合でも、本サービスでは字幕サービスは提供しません。

第5条（著作権等）

本サービスを通じてNHKから提供されるサービス（コンテンツの映像、音声、文字等を含みます）に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、NHKまたは正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、この規約に定められた限度でコンテンツを視聴する権利以外には、コンテンツ購入によって利用者にいかなる権利も付与されるものではありません。

第3章 コンテンツ購入契約

第6条（動画配信サービス事業者への権限付与等）

1. NHKは、本サービスにかかるNHKと利用者との間のコンテンツ購入契約の締結、利用料金の請求、通知その他の法律行為および事実行為（以下併せて「法律行為等」といいます。）について、動画配信サービス事業者を介してこれを行うことができるものとし、その効果は全てNHKと利用者との間に生じるものとします。
2. 本サービスに関し、利用者が動画配信サービス事業者に対して行った通知その他の意思表示については、動画配信サービス事業者に到達した時点でNHKに到達したものとみなします。
3. NHKは、利用者に対し、前二項を有効たらしめるために必要な権限を、動画配信サービス事業者に付与していることを保証します。

第7条（コンテンツ購入契約の成立）

1. NHKは、この規約および個別規定等を、NODサイト上に表示する方法により利用者に通知します。
2. NHKは、各単品、複数本パック、または月額見放題パック毎の利用料金および視聴期間（以下これらを併せて「コンテンツ利用条件」といいます。）について別途定め、動画配信サービスサイト上に表示する方法により利用者に通知します。
3. 利用者が、動画配信サービスサイト上で所定の操作を行う方法により、動画配信サービス事業者に対してコンテンツ購入の意思表示が到達した時点で、NHKと利用者の間で、この規約、個別規定等、およびコンテンツ利用条件を内容としたコンテンツ購入契約が成立します。なお、利用者が、動画配信サービスサイト上で所定の操作を行う方法により、動画配信サービス事業者に対してコンテンツ購入の意思表示が到達した場合、

利用者は、この規約およびコンテンツ利用条件に同意したものとみなします。

第8条（月額見放題パックにかかる契約の自動更新等）

1. 月額見放題パックについては、一旦コンテンツ購入契約が成立した後は、利用者からの解約の申し入れがない限り自動更新するものとします。NHKは、月額見放題パックのコンテンツ利用条件を変更できるものとします。ただし、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、所定の方法で利用者の同意を得るものとします。
2. NHKが、月額見放題パックのコンテンツ利用条件を変更する場合、利用者の権利を不当に侵害しないよう、相当の期間と方法をもって、利用者に通知します。
3. 月額見放題パックの利用料金の計算は月割計算方式とし、コンテンツ購入契約が成立した日の属する月およびコンテンツ購入契約が終了した日の属する月についても当該月の1か月分の利用料金をお支払いいただきます。
4. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、月額見放題パックの利用料金の計算は応当日計算方式とし、コンテンツ購入契約が成立した日および月応当日に、1か月分の利用料金をお支払いいただきます。
 - (1) 動画配信サービス事業者が、月額見放題パックの購入に関し応当日計算方式を採用している場合において、応当日計算方式の適用を開始した日以降に、利用者が月額見放題パックを購入したとき
 - (2) 動画配信サービス事業者が、月額見放題パックの購入に関しアプリ内課金の選択を認めている場合において、利用者が月額見放題パックの購入に際してアプリ内課金を選択したとき

第4章 利用料金

第9条（利用料金の支払い）

1. 利用者は利用料金を、動画配信サービス事業者または動画配信サービス事業者が指定する事業者（以下「課金代行事業者」といいます。）に対して、動画配信サービス事業者または課金代行事業者の定める方法により、動画配信サービスの利用料と合わせてお支払いいただきます。
2. NHKは、利用者に対して有する利用料金に係る債権について、動画配信サービス事業者または課金代行事業者に対して、利用者への個別の通知をすることなく譲渡することができます。
3. NHKは、この規約に別段の定めがない限り、すでに成立しているコンテンツ購入契約に基づく利用料金の支払いを免除し、または一旦支払われた利用料金を返還することはいたしません。

第5章 本サービスの中断

第10条 (定期および臨時のメンテナンス)

1. NHKまたは動画配信サービス事業者は、定期または臨時のシステムメンテナンスを行うため、事前に利用者に通知した上で、システムの全部または一部の運行を一時的に停止することがあります。
2. 前項のメンテナンスの実施により、購入済みのコンテンツに関し、利用期間中のコンテンツ視聴が制限されることがあっても、利用期間の延長や利用料金の返還等の補償はいたしません。

第11条 (システム障害への対応)

利用者からNHKまたは動画配信サービス事業者に対して、コンテンツ購入またはコンテンツの視聴について障害が発生した旨の通知があった場合においては、NHKおよび動画配信サービス事業者は、速やかにシステム状況を調査し、NHKの設備（NHKから第三者に運用を委託した設備を含みます。以下同じとします。）または動画配信サービス事業者の設備（動画配信サービス事業者から第三者に運用を委託した設備を含みます。）に異常が認められたときは、異常設備を有するNHKまたは動画配信サービス事業者の責任において必要な措置を講じます。

第12条 (不可抗力等を理由とする本サービスの中断)

1. NHKは、次のいずれかの事由が生じた場合には、一部のコンテンツの提供を中断または中止することができます。また、全部のコンテンツの提供を一時的に中断することができます。
 - (1) 本サービスの用に供しているNHKの設備に、本サービスの提供を不可能とする不具合が生じた場合
 - (2) 本サービスの用に供している電気通信設備に、本サービスの提供を不可能とする不具合が生じた場合
 - (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) その他NHKが運用上または技術上の理由から本サービスの中断または中止が必要と判断した場合
2. 前項によるコンテンツの提供を中断または中止したことが原因で、視聴期間未了のコンテンツが視聴不能となった場合、利用料金について次の処理を行います。
 - (1) 購入済みの単品および複数本パック（月額見放題パックを除きます。）について

は、動画配信サービス事業者が料金の収受を中止し、または、収受済みの場合には当該利用料金を動画配信サービス事業者から利用者に返還するものとします。

- (2) 購入済みの月額見放題パックについては、原則として特段の手続きを取らず、定められた利用料金をお支払いいただくものとします。

第13条 (コンテンツの瑕疵を理由とするコンテンツの提供の中断・中止)

1. NHKは、コンテンツに第三者の権利侵害その他の瑕疵があることが判明した場合、当該コンテンツの提供を中断または中止することができます。
2. 前項によるコンテンツの提供の中断または中止が原因で、視聴期間未了のコンテンツが視聴不能となった場合、利用料金について次の処理を行います。
 - (1) 視聴不能となったコンテンツが購入済みの単品または複数本パック（月額見放題パックを除きます。）に含まれていた場合については、動画配信サービス事業者が料金の収受を中止し、または、収受済みの場合には当該利用料金を動画配信サービス事業者から利用者に返還するものとします。
 - (2) 視聴不能となったコンテンツが購入済みの月額見放題パックに含まれていた場合については、原則として特段の手続きを取らず、定められた利用料金をお支払いいただくものとします。

第6章 禁止または制限される行為

第14条 (禁止事項)

1. 利用者は、購入したコンテンツを個人として視聴するものとし、本サービスを利用して、または、その利用に関連して、次の行為を自らまたは第三者を通じて行うことはできません。
 - (1) 日本国外から本サービスへアクセスして本サービスを利用する行為
 - (2) 購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させる行為
 - (3) 本サービスにより配信される映像、音声、文字等を著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、上映、公表、譲渡、公衆送信、送信可能化、改変その他の態様で利用する行為
 - (4) 本サービスにおいて施されているコンテンツ保護技術を改変その他の方法によって無効化する行為
 - (5) 本サービスの利用において、NHK、動画配信サービス事業者または第三者の知的財産権、プライバシー、肖像権等を侵害する行為
 - (6) NHKまたは動画配信サービス事業者の通信設備、コンピューターその他の機器およびソフトウェアに不正にアクセスし、または、それらの利用もしくは運用に支障を与える行為もしくはそのおそれのある行為

- (7) 本サービスが視聴者レビュー等の書き込み機能を有する場合において、利用者または第三者の営利を目的とする利用行為
 - (8) 権利者の権利を不当に害するおそれのあるAI学習等の情報解析のために、本サービスで提供するコンテンツ等の著作物等を利用する行為
 - (9) 前各号のほか、法令に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、NHKまたは動画配信サービス事業者の信用を毀損する行為その他NHKまたは動画配信サービス事業者に不利益を与える行為
2. 利用者は、NHKとのコンテンツ購入契約上の権利、義務その他コンテンツ購入契約上の地位の全部または一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

第15条 (利用者の違反行為等に伴う本サービス提供の一時停止)

1. NHKは、利用者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの全部または一部の提供を一時停止することができます。
- (1) 本サービスを含めた動画配信サービスにより発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合
 - (2) 利用者がこの利用規約、または動画配信サービス事業者との間で締結した動画配信サービス利用契約に違反した場合
2. 前項の停止によって、すでに購入済みのコンテンツが視聴できなくなったとしても、停止を受けた利用者はNHKおよび動画配信サービス事業者に対して異議を申し立てることができず、また、当該コンテンツの利用料金の全部または一部の支払いを免れるものではありません。

第16条 (利用者の違反行為等に伴うコンテンツ購入契約の解除)

1. NHKは、利用者が本サービスにより発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合、相当の期間を定めて催告した上、利用者に対する本サービスを停止してコンテンツ購入契約を解除できるものとします。
2. NHKは、利用者が本サービスを法令に違反する目的もしくは第14条の禁止行為を行う目的で利用しまたは利用する明白なおそれがあるものと認められる場合においては、直ちに利用者に対する本サービスを停止してコンテンツ購入契約を解除できるものとします。

第17条 (違反行為者によるコンテンツ購入の拒否)

NHKは、過去に前条に基づきコンテンツ購入契約を解除されたことのある者からのコンテンツ購入の申込を拒否できるものとします。

第18条 （利用者の違反行為等に伴う損害賠償義務）

利用者がコンテンツ購入契約に違反し、または、本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、NHK、動画配信サービス事業者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、利用者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。

第7章 一般条項

第19条 （業務の委託と再委託）

NHKおよび動画配信サービス事業者は、本サービスの実施に関して行う業務の全部または一部を、それぞれ第三者に委託して行わせることができるものとします。また、委託を受けた第三者は、更に別の第三者に再委託することができるものとします。なお、いずれの場合においても、NHKまたは動画配信サービス事業者は、この規約に基づき利用者に対して負う義務を免れるものではありません。

第20条 （利用者の個人情報等の取り扱い等）

1. 利用者においてNHKとのコンテンツ購入契約に違反する行為があった場合において、NHKが違反行為に対処するために必要とする当該利用者に関する個人情報が動画配信サービス事業者からNHKに対して提供されることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項の規定は、利用者から動画配信サービス事業者に対して本サービスに関する問い合わせ・苦情等があり、これに対応するため動画配信サービス事業者がNHKに対し、当該利用者の個人情報を提供する場合にも準用するものとします。
3. NHKは、前二項により取得した個人情報については、NHKが別途定めている「NHK パーソナルデータ憲章」および「NHK 個人情報保護規程」等に則り、適切に取り扱うものとします。
4. NHKは、個人情報を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的にのみ利用するものとし、これらの目的以外には利用しません。

第21条 （本サービスの終了）

1. NHKは、本サービスを継続することが困難なやむを得ない事情がある場合、コンテンツ購入契約の有効期間中であっても、本サービスを終了させることができるものとします。
2. 前項の場合、NHKは本サービスの終了を決定し次第、適切な方法によって利用者に

対して本サービス終了の予告通知を行います。通知の方法については、第2条第4項の規定を準用します。

第22条（契約の終了後も効力を有する条項）

単品および複数本パックのコンテンツ購入契約が履行完了または解除された場合、ならびに、月額見放題パックの購入契約が解約または解除された場合においても、第5条（著作権等）、第14条（禁止事項）、第17条（違反行為者によるコンテンツ購入の拒否）、第18条（利用者の違反行為等に伴う損害賠償義務）第20条（利用者の個人情報等の取り扱い等）および第23条（準拠法および合意管轄）の各規定はなお効力を有するものとします。

第23条（準拠法および合意管轄）

1. コンテンツ購入契約の準拠法は日本法とします。
2. コンテンツ購入契約に関してNHKと利用者の間に生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年10月1日改定